

第5章 その他の知的財産等

第1節 不正競争の防止（不正競争防止法）

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争」を確保することと、「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

（1）不正競争防止法の目的

不正競争防止法（平成5年法律第47号）は、「事業者間の公正な競争」と「国際約束の的確な実施」を確保することを直接的な目的とし、これにより、「国民経済の健全な発展に寄与すること」を最終的な目的としています。

事業者間の公正な競争の確保には、事業者の営業上の利益を保護するという私益の面と、公正な競争秩序を維持するという公益の面とがあります。また、不正競争防止法により実施すべき国際約束（条約）には、パリ条約（「工業所有権の保護に関するパリ条約」）、マドリッド協定¹、WTO・TRIPS協定、商標法条約、OECD外国公務員贈賄防止条約などがあります。

さらに、不正競争防止法では、「不正競争の防止に関する措置」として、不正競争に対する差止請求・損害賠償請求等の民事的な救済措置と不正競争のうちの一部の行為及び国際約束に基づく禁止行為に対して刑事的な制裁措置（罰則）を規定しています。

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（2）知的財産法との関係：知的財産法の一環

不正競争防止法は、元々はパリ条約を実施するために制定されたものであることから、特許法、商標法等と同様の知的財産法に属すると理解されています。

例えば、不正競争に該当する行為のうち、需要者の間に広く認識されている商品等表示の混同惹起行為の規制は、商標法とともに営業上の信用が化体された他人の商品・営業の表示を保護し、営業秘密の保護は、特許法等とともに人の創作活動を保護するものです。

なお、特許法、商標法等が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るものに対し、不正競争防止法は「不正競争」に該当する行為を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護を図るものです。

¹ 「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」を指します。

(3) 各行為類型の概要

不正競争防止法の全体構成は以下のとおりです。本テキストでは、不正競争防止法で規定している行為類型の中でも特に産業財産権に関係が深いと思われる、①周知な商品等表示の混同惹起行為、②著名な商品等表示の冒用行為、③他人の商品形態の模倣品の提供行為、④営業秘密の侵害行為、⑤限定提供データの不正取得等を重点的に説明します。



① 周知な商品等表示の混同惹起行為（第2条第1項第1号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものを使用し、又は使用した商品を譲渡等し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいいます。

不正競争防止法でいう「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」（第2条第1項第1号）をいい、文字やマークに限らず、自他識別機能又は出所表示機能を有するものであれば、これに該当します。

「需要者の間に広く認識されている」（周知性）とは、全国的に認識されていなくても、一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されていれば、これに該当すると解されています。また、「需要者」とは、取引の相手方を指すものであって、最終需要者に至るまでの各段階の取引業者もこれに含まれると解されています。

「混同を生じさせる」とは、実際に混同が生じる必要はなく、混同のおそれが生じれば足

りると解されています。

なお、不正の目的をもって本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

(事例)

- ソニー（株）の有名な表示である「ウォークマン」と同一の表示を看板等に使用したり「有限会社ウォークマン」という商号として使用した業者に対し、その表示の使用禁止及び商号の抹消請求が認められた事件（ウォークマン事件、千葉地判平8．4．17）
- 大阪の有名かに料理屋の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた事件（動くかに看板事件、大阪地判昭62．5．27）



② 著名な商品等表示の冒用行為（第2条第1項第2号）

他人の商品・営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいいます。本号は、著名な表示については、混同を要件とすることなく、冒用（無断で使用）する行為を規制するものです。

「著名」とは、通常の経済活動において、相当の注意を払うことによりその表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものが想定されています。

裁判例では、マリオカート、MARIO KART、マクセル、maxell、Budweiser、PETER RABBIT、ピーターラビット、青山学院、虎屋、菊正宗、セイロガン糖衣Aなどが「著名」な商品等表示と認められました。

本号の保護の特徴は、需要者に混同が生じないような場合であっても保護を受けることができる点にあります。

なお、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を図る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

(事例)

○JALグループ全体の事業全般における商品等表示として広く使用されている原告表示について、著名であると認めた上で、被告標章については、称呼が相違するものではあるが、需要者が外観及び観念に基づく印象として、両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあると認められるとして、被告標章の使用の差止めを認めた事件（JAL事件、東京地判平30. 9. 12）



原告表示



被告標章

○原告のゲームソフトやキャラクターと類似する「MariCar」、キャラクターコスチューム等の表示を使用している被告に対して、著名表示冒用行為に当たるとして、使用差止めと損害賠償が認められた事件（マリカー事件、知財高判令2. 1. 29）



原告表現物



被告コスチューム

③ 他人の商品形態の模倣品の提供行為（第2条第1項第3号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいいます（模倣行為自体は本号の規制の対象外）。

「商品の形態」とは、商品の形状や模様、色彩等のことをいいます（第2条第4項）。商品の外観や外部の形状に限らず、需要者が通常の使用方法にしたがって観察、確認できる商品内部の構造や形状も含まれます。ただし、当該商品の機能上不可欠な形態やありふれた形態は、保護されるべき形態には含まれません。

※「機能上不可欠な形態」の例として、端末機とプリンター等間の接続用コードプラグにおける本体側端子との接続部分の形態や、中に液体を入れるために側面と底面を有するというコップの形態などが考えられます。

「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこととされています（第2条第5項）。

なお、不正の利益を得る目的で本号の行為を行った者に対しては、刑事罰が設けられています。

ただし、日本国内において最初に発売した日から3年を経過した商品の形態を模倣した商

品の譲渡等（第19条第1項第6号イ）、又は他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた時に、それが模倣品であることを重大な過失なく知らなかった者による譲渡等（同号ロ）は、民事的救済・刑事制裁に関する規定の適用除外となります。

（事例）

○ヒット商品となっていたキーホルダー型液晶ゲーム機のデザインを模倣した商品を輸入・販売した業者に対し、商品の輸入・販売の差止め、商品の廃棄及び損害賠償が認められた事件（たまごっち事件、東京地判平10. 2. 25）



原告商品



被告商品

④ 営業秘密の侵害行為（第2条第1項第4号から第10号まで）

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為等をいいます。

「営業秘密」とは、一般に「企業秘密」等と呼ばれる事業者の保有する情報（例えば、設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル等）のうち、1）秘密として管理されていること（秘密管理性）、2）事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、3）公然と知られていないこと（非公知性）の3つの要件を全て満たすものです（第2条第6項）。

1) **秘密管理性**とは、その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていることをいいます。

2) **有用性**とは、脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多いです。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められることもあります。

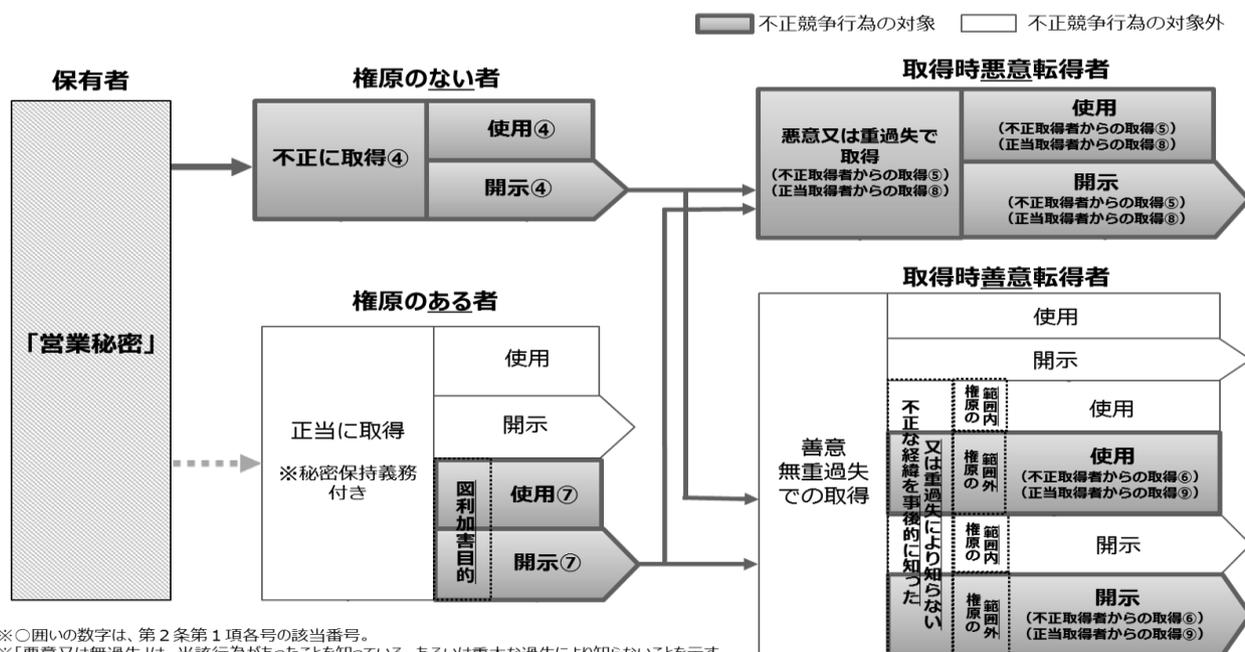
3) **非公知性**とは、保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあることをいいます。保有者以外の第三者が偶然に同じ情報を開発していて保有していた場合であっても、当該第三者も情報を秘密として管理していれば非公知といえます。また、特許権化される

情報であっても、出願公開前であればこれに当たり得ます。一方、学術誌や学会で公表したものは、特許法における発明の新規性喪失の例外（同法第 30 条）とは異なり、不正競争防止法では非公知性が失われることとなります。

この 3 つの要件全てを満たす情報を不正に取得したり、それを使用・開示したりする行為や、正当に取得した場合でも図利加害目的をもって使用・開示する行為、他人の技術上の営業秘密を不正使用して製造された物を事情を知らずながら提供・輸出入する行為等の不正競争に対して、民事措置や刑事罰が設けられています（第 2 条第 1 号第 4 号から第 10 号まで、第 21 条第 1 項、同条第 2 項）。

上述の営業秘密の 3 要件の詳細や、営業秘密として法的保護を受けるための最低限の水準等については、経済産業省ホームページにて公開している「営業秘密管理指針²」を参照ください。

営業秘密に係る「不正競争」の各類型



※○囲いの数字は、第 2 条第 1 項各号の該当番号。
 ※「悪意又は重過失」は、当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らないことを示す。
 ※「善意・無重過失」は、当該行為があったことを、重大な過失なく知らないことを示す。
 ※不正使用行為によって生じた物の取扱いについては、営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする⑩。

² 「営業秘密管理指針（平成 31 年 1 月 23 日最終改訂）」
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

(事例)

- 投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。(投資用マンション顧客情報事件、知財高判平 24. 7. 4)
- 家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。(エディオン事件、大阪地判令 2.10. 1)

⑤ 限定提供データの不正取得等 (第 2 条第 1 項第 11 号から第 16 号まで)

窃取、詐欺等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等をいいます。

「限定提供データ」とは、 1) 業として特定の者に提供する情報として (限定提供性)、 2) 電磁的方法により相当量蓄積され (相当蓄積性)、 3) 電磁的方法により管理され (電磁的管理性) ている技術上又は営業上の情報をいいます (第 2 条第 7 項)。

1) **限定提供性**とは、一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータをいいます。条文のうち、「業として」とは、ある者の行為が、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものである場合をいいます。限定提供データ保有者が、反復継続的に行われる事業の一環としてデータを提供している場合、又はまだ実際に提供していない場合であっても、データ保有者にそのような事業の一環としてデータを提供する意思が認められるものであれば本要件に該当します。例えば、限定提供データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合、各人に 1 回ずつ複数者に提供している場合等が考えられます。また、「特定の者」とは、一定の条件の下でデータ提供を受けている者を指します。例えば、会員制のデータベースの会員などを指します。従って、相手方を特定・限定せず無償で広く提供されているデータは対象となりません (第 19 条第 1 項第 9 号ロ)。

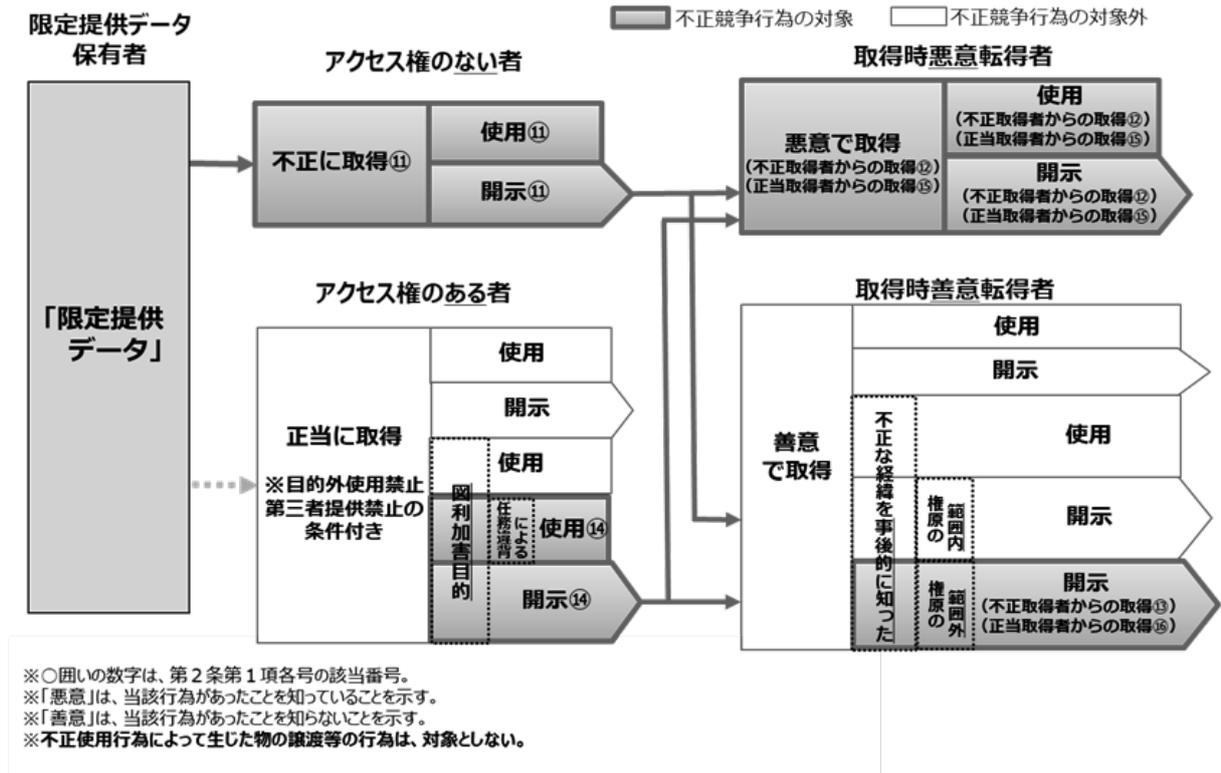
2) **相当蓄積性**とは、対象となる技術上又は営業上のデータが、社会通念上、電磁的方法によって蓄積されることによって価値を有していることをいいます。「相当量」は、個々のデータの性質に応じて判断されます。判断の際には、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、データの創出・収集・解析・管理に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されます。

3) **電磁的管理性**とは、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていることをいいます。例えば、ID やパスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要です。

この3つの要件全てを満たす情報を不正に取得したり、それを使用・開示したりする行為や、正当に取得した場合でも図利加害目的をもって使用・開示する行為等の不正競争に対して、民事措置が設けられています（第2条第1号第11号～第16号）。

上述の限定提供データの3要件の詳細や、限定提供データに係る不正競争の種類の詳細については、経済産業省ホームページにて公開している「限定提供データに関する指針³」を参照ください。

限定提供データに係る「不正競争」の各類型



(4) 適用除外規定（第19条第1項）

(3) ①から⑤まで関連では、不正競争に対する規制（民事的措置及び刑事的措置）から、以下のものが除外されています。

- ① 商品及び営業の普通名称・慣用表示の普通に用いられる方法での使用（第19条第1項第1号）
- ② 自己の氏名の不正の目的でない使用（第19条第1項第2号）
- ③ コンセント制度による登録を受けた登録商標の不正の目的でない使用（第19条第1項第3号）
- ④ 周知性・著名性獲得以前からの不正の目的でない先使用（第19条第1項第4号及び第

³ 「限定提供データに関する指針（平成31年1月23日策定（令和6年2月最終改訂）」
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

5号)

- ⑤ 日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品形態の模倣品の提供（第19条第1項第6号イ）
- ⑥ 模倣商品の善意取得者による提供（第19条第1項第6号ロ）
- ⑦ 営業秘密を善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で使用・開示する行為（第19条第1項第7号）
- ⑧ 差止請求権が消滅した後に営業秘密侵害品を譲渡等する行為（第19条第1項第8号）
- ⑨ 限定提供データを善意取得した場合に、契約等に基づき取得した権原の範囲内で開示する行為（第19条第1項第9号イ）
- ⑩ オープンなデータと同一の限定提供データを取得・使用・開示する行為（第19条第1項第9号ロ）

（5）民事措置

不正競争行為に対する主な民事的な救済措置としては、以下の措置があります。

- ① 差止請求（第3条）
- ② 損害賠償請求（第4条）
- ③ 信用回復措置請求（第14条）

（6）刑事罰（第21条及び第22条）

不正競争防止法は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益としており、その実現手段としては、（5）に掲げた当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求を基本としつつ、公益の侵害の程度が著しく、当事者間の民事的請求にのみ委ねられることが妥当でない行為類型については刑事罰の対象としています。

ここでは、（3）①から④まで関連のみを紹介します。なお、（3）⑤限定提供データには、刑事罰は規定されていません。

● 第21条第1項、第2項、第4項及び第5項関係：営業秘密侵害罪の類型

以下の侵害罪については、10年以下の懲役若しくは2,000万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています（第21条第1項及び第2項関係）。また、このうち、海外で使用する目的で行う行為などについては罰金が3,000万円以下まで加重されています（第21条第4項及び第5項関係）。

営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第21条第1項、第2項、第4項、第5項）①

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン（21条1項）

（1号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為



（2号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為



前提

○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン（21条2項）

（1号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の複製、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反+偽造、のいずれかの方法により営業秘密を獲得する行為

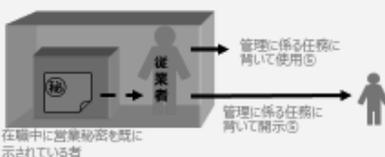


（2号）営業秘密を保有者から示された者が、第2項第1号の方法によって獲得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



前提

（3号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業員が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



（4号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



営業秘密侵害罪の類型（刑事）（第21条第1項、第2項、第4項、第5項）②

○転得者による使用・開示のパターン（21条1項）

（3号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為（2次的な取得者を対象）



（4号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（3次以降の取得者をすべて対象）



※3次以降の取得者までの転々盗用の経緯で被害者が特定したとしても、当該3次以降の取得者が、いずれかの罪に当たる不正な開示の介在したことを知って取得し、不正使用・開示した場合も、犯罪目的となる。

○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン（21条1項、2項）

（1項5号及び2項5号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる使用（海外重罰の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



刑事規定（第21条第1項、第2項、第4項、第5項）

罰則：10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人再罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

○海外重罰のパターン（21条4項、5項）

（4項1号、5項1号）日本国外で使用する目的での①又は③の行為



（4項2号、5項2号）日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑥に当たる開示をする行為

（4項3号、5項3号）日本国外で②、④～⑥に当たる使用をする行為



営業秘密侵害罪には、全て図利加害目的（不正の利益を得る目的又は営業秘密の保有者に損害を加える目的）が必要です。このことにより、内部告発目的等をもってなされる正当な行為は、構成要件に該当しないことになります。

● 第 21 条第 3 項関係：その他の侵害罪

以下の侵害罪については、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれの併科が規定されています。

- ① 不正の目的をもって行う周知表示混同惹起行為（第 2 条第 1 項第 1 号）、誤認惹起行為（第 2 条第 1 項第 20 号）
- ② 他人の著名な商品等表示に係る信用・名声を利用して不正の利益を得る目的又は当該信用・名声を害する目的で当該著名商品等表示を冒用する行為（第 2 条第 1 項第 2 号）
- ③ 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（第 2 条第 1 項第 3 号）

（7）関税法に基づく水際措置

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）では、不正競争防止法に規定されている①周知表示混同惹起商品、②著名表示冒用商品、③形態模倣商品、④技術的制限手段無効化装置、⑤営業秘密侵害品等を、輸入してはならない貨物及び輸出してはならない貨物としており、税関での取締りが可能です。

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一～三 （略）

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 （略）

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一～九の二 （略）

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号から第十号までに掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 （略）

第2節 著作権の目的と保護対象

著作権は、「申請」「登録」といった手続を一切必要とせず、著作物を創作した時点で、「自動的」に発生する権利です。

(1) 著作権法の目的

著作権法（昭和45年法律第48号）は、創作された著作物に関して、その公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、「文化の発展」に寄与することを目的としています。

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 著作物とは？

「著作物」とは、著作権法上、以下のように定められています。

(定義)

第二条 (略)

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二～二十五 (略)

2～9 (略)

「著作物」であるためには、以下の事項を全て満たす必要があります。

- ① 「思想又は感情」を表現していること ×単なるデータや事実
- ② 「創作的」であること ×単なる模倣やありふれた表現
- ③ 「表現物」であること ×「発明」や「アイデア」そのもの
- ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであること ×工業製品

該当する具体的な著作物の例としては、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等が挙げられます。

③のとおり、「発明」や「アイデア」は、著作物に含まれません。

また、我が国の著作権法によって保護を受ける「著作物」は、次のいずれかに該当するものである必要があります。(第6条)

- ① 日本国民が創作した著作物(国籍の条件)
- ② 最初に日本国内で発行された著作物(発行地の条件)
- ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物(条約の条件)

なお、以下の著作物については、保護の対象とはならず、自由に利用可能です。

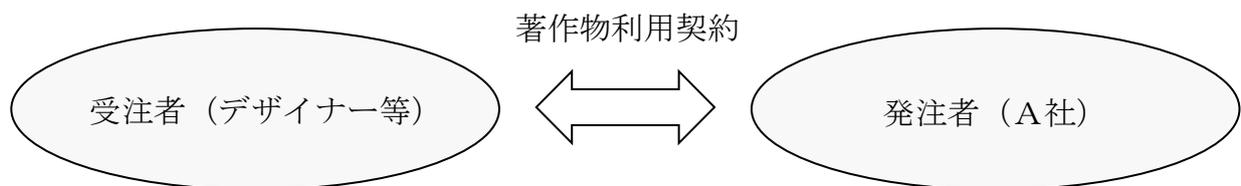
- ① 法令
- ② 国・地方公共団体等が発する告示・訓令・通達等
- ③ 裁判所の判決、決定、命令等
- ④ ①から③までの翻訳物、編集物で、国・地方公共団体等が作成するもの

(3) 著作者について

「著作者」とは、著作物を創作した人のことです。

小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者が著作者になりますので、職業として創作しているか、公に公表しているかなどは問いません。

また、著作物の創作を他人や他社に委託(発注)した場合は、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、権利譲渡又は使用許諾の契約を交わしておくことが必要になるので注意が必要です。



※上記の場合、受注者であるデザイナー等が著作者です。

(参考) 法人著作について

以下の要件を全て満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となります。(第15条)

- ① その著作物を作る「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」(例えば、国や会社など。以下「法人等」という。)であること
- ② 法人等の「業務に従事する者」が作成したものであること
- ③ 「職務上」の行為として作成されること

※自分に与えられた仕事として作成することを意味し、大学教授の講義案のように、そ

の職務に関連して独自に作成された場合は除かれます。

④ 「公表」するときに「法人等の著作名義」で公表されること

※通常、コンピュータ・プログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はありません。

⑤ 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という旨の定めがないこと

(4) 著作者の権利の発生及び保護期間について

著作権、著作者人格権は、著作物を創作した時点で「自動的に」発生します。権利を得るための手続は、一切必要ありません。これを「無方式主義」といいます。(第17条第2項)

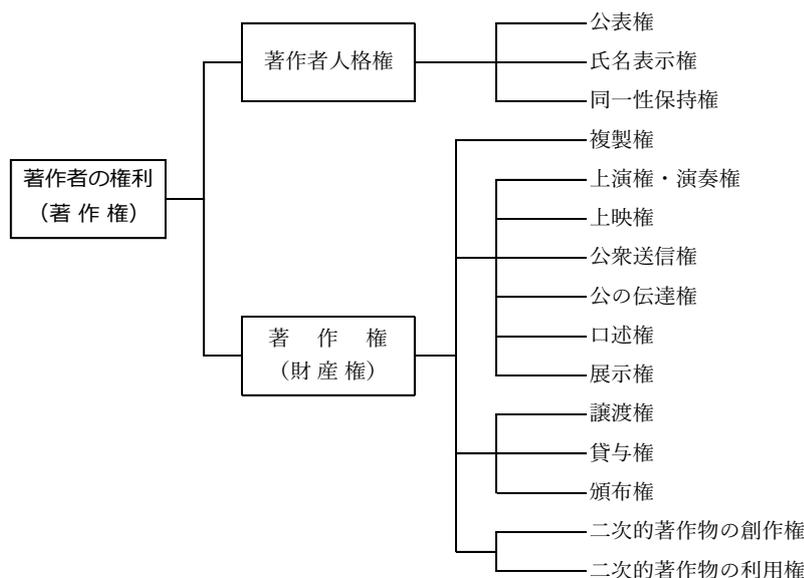
著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。著作権の保護期間は、著作者が著作物を創作したときに始まり、原則として著作者の死後70年間までです。(第51条)

著作者人格権は、一身専属の権利とされており、著作者が死亡すれば権利も消滅することになります(第59条)。ただし、著作者の死後においても著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています(第60条)。

著作権は、大きく著作者人格権と財産権に分かれ、それぞれ公表権や複製権、公衆送信権など、「支分権」と呼ばれる細かい権利が規定されています(次ページ図)。

このような構成をしていることから、著作権は権利の束であるといわれます。

各権利の説明は割愛しますが、複製権＝無断でコピーされない権利など、それぞれの行為類型ごとに権利が決まっています。



(5) 他人の著作物を利用する方法について

他人の「著作物」をコピーするなどの方法で利用するには、原則として「権利者の了解」を得ることが必要です。この「了解」のことを、著作権法では「許諾」といいます。

「許諾を得る」ということは、権利者と利用者が「契約する」ことになりますので、他人の著作物を利用する場合には、権利者と利用者の間で後々のトラブルを防ぐために、どのような利用について許諾したのか（許諾を受けたのか）、またその際の利用条件についてははっきりさせておくことが重要です。

また、他人の「著作物」を利用するときには、「権利者の了解を得る」のが原則ですが、次のような場合には、了解を得ずに利用することができます。

- ① 保護の対象となる著作物でない場合（前ページを参照）
- ② 保護期間を過ぎているもの
- ③ 「権利制限規定」による「例外」に該当する利用

著作権法では、「権利制限規定」と呼ばれる例外規定が設けられており、一定の条件を満たす場合には、権利者の許諾を得ずに著作物を利用できることとしています。

- ① 私的使用のための複製（第 30 条）
- ② 付随対象著作物の利用（第 30 条の 2）
- ③ 「図書館・美術館・博物館等」関係（第 31 条）
- ④ 「引用」「転載」関係（第 32 条）
- ⑤ 「教育」関係（第 35 条）
- ⑥ 「障害者福祉」関係（第 33 条の 3、第 37 条及び第 37 条の 2）
- ⑦ 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」等関係（第 38 条）
- ⑧ 「美術品」「写真」「建築」関係（第 45 条～第 47 条の 2） など

(6) 著作権が「侵害」された場合の法的措置について

自分の著作物が無断でコピーや販売された場合など、「著作者の権利」等が侵害されたときには次のような法的措置を執ることができます。

- ① 「刑事」措置

著作権の侵害は「犯罪行為」であり、原則権利者が「告訴」することを前提として、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれを併科するという規定等が設けられています。（法人の場合「3 億円以下の罰金」）（第 119 条、第 123 条、第 124 条等）

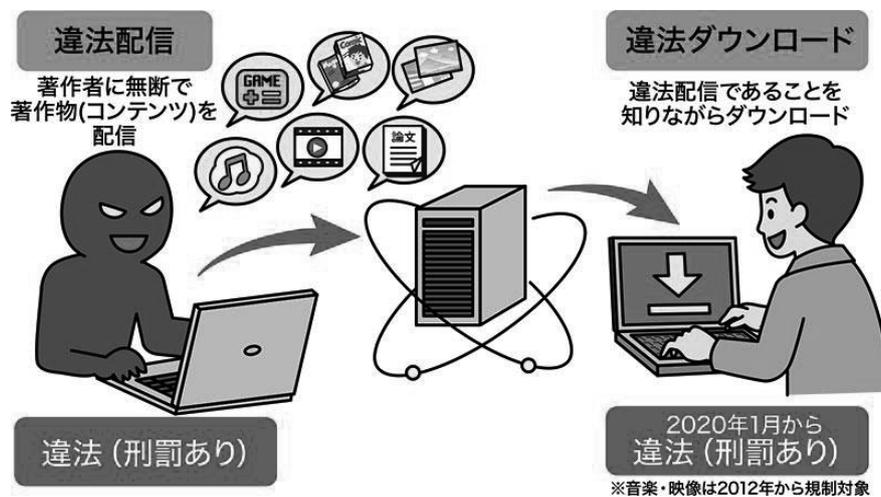
● 違法ダウンロードの刑事罰の対象拡大

令和 2 年通常国会で成立した改正著作権法により、令和 3 年 1 月 1 日から、違法にインターネット上に掲載された著作物（侵害コンテンツ）のダウンロード規制の対象が、音楽・映像から全ての著作物に拡大されました。

本改正により、著作物の種類・分野を問わず、侵害コンテンツをダウンロードする行為が、一定の要件の下で、私的利用目的であっても違法となります。

一定の要件については、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを図る観点から、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制対象から除外しています。

また、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物を反復・継続してダウンロードする場合に限定しています。ただし、この罪は親告罪とされているため、著作権者からの告訴がなければ処罰されません。



② 「民事」措置

1) 損害賠償請求

著作権の侵害を受けた者は、故意又は過失により他人の権利を侵害した者に対して、侵害による損害の賠償請求をすることができます。(民法第709条)

2) 差止請求

著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して「侵害行為の停止」を求めることができます。また、侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができます。(第112条及び第116条)

3) 不当利得返還請求

著作権の侵害を受けた者は、その権利侵害により利益を受けた侵害者が侵害していた事実を知らなかった場合にはその利益が残っている範囲での額を、侵害者が侵害していた事実を知っていた場合には利益に利息を付した額をそれぞれ請求することができます。(民法第703条及び第704条)

4) 名誉回復等の措置の請求

著作者は、侵害者に対して著作者としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます。(第115条及び第116条)

(7) 著作権の登録制度について

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生するため、権利取得のための手続は不要です。ここが、登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの産業財産権と大きく異なる点です。

著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作権に関しての法律事実の公示、あるいは著作権が移転した場合に取引の安全を確保する等のために存在しています。

例えば、著作物を公表した、著作権を譲渡した、という一定の事実があった場合等に登録が可能です。著作権法上の登録制度には複数の登録の種類が存在し、登録内容及びその登録内容に係る効果は登録の種類によって異なります。

(参考)

登録申請方法、登録事項記載書類の交付等について詳細を記した「登録の手引き」を文化庁ホームページ(ダウンロード可)にて御案内しています。「登録の手引き」写しを希望される場合は、郵送料金分(250円)の切手を貼った宛先記載の返信用封筒(角形2号)を以下の宛先まで送付してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁著作権課登録係(登録の手引き請求)
TEL: 03-5253-4111(内線2849)

○ プログラムの著作物の登録について

一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)で行っていますので、詳しくは同センターまでお問い合わせください。

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目16番11号 愛宕イーストビル14階
一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)
TEL: 03-3437-3071

○ 著作権に関するお問合せ先

著作権に関する質問は公益社団法人著作権情報センター(CRIC)著作権テレホンガイドで承ります。

専用電話: 03-5333-0393

※受付時間 10:00~12:00、13:00~16:00(土日、祝日を除く)

第3節 植物の新品種の保護（育成者権）

育成者権は、植物の新品種についての知的財産権であり、種苗法に基づく品種登録により発生します。

（1）種苗法に基づく品種登録制度の目的

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録制度（品種保護制度）は、植物の新品種を育成した者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与することで、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度です。

植物品種は農林水産業の基礎となるものであり、高品質、多収又は耐病性があるなど優れた新品種を育成することは、農林水産業の発展にとって不可欠といえます。

新品種を育成するためには、一般的に、専門的な知識・技術とともに、多大な資金、労力を費やして長期にわたって研究開発をすることが必要である上、確実に成果が得られるものではありません。一方で、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、種苗法に基づく品種登録制度をもって、新品種の育成者の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

（2）世界の品種保護制度

品種保護制度については、国際条約として、「植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV条約」といいます。）」があります。UPOV条約は、植物の新品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的として締結されています。UPOV条約の締約国は、令和6年2月現在、79か国・地域（EU及びOAPIを含む。）であり、同条約の基本的原則に従って、品種保護制度を整備しています。アジアの国では、日本、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの5か国が締結しています（ミャンマー、ブルネイ及びモンゴルが加盟手続き中）。

（3）品種登録制度の保護対象

品種登録制度の保護対象となる「農林水産植物」は、栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定された32種類のきのこです。

品種登録制度の保護対象は、植物の「品種」です。この「品種」とは、種苗法上は、特性（「葉の長さ及び色」、「花の色」、「果実の大きさ」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合をいいます。

例えば、お米（稲種）では「ゆめぴりか」、「新之助」、「つや姫」などが「品種」です。な

お、園芸店で販売されている「バラ」、「カーネーション」などは植物名であり、イチゴのように品種「福岡S6号」の収穫物を商品名「あまおう」として販売されているものもあります。

(4) 品種登録制度と特許制度との違い

品種登録制度（育成者権）と特許制度（特許権）とは、開発者に知的財産権を付与する制度として類似する点が多くある一方で、以下のような相違点もあります。

項目	品種登録制度（育成者権）	特許制度（特許権）
保護対象	植物の品種	発明（品種を超えた植物やその作出方法等の保護が可能）
要件	区別性 均一性 安定性 未譲渡性 等	産業上の利用可能性 新規性 進歩性 記載要件 等
審査方法	原則として、栽培試験等の現物調査	書面審査
権利の範囲	登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種 等	特許請求の範囲
名称の使用義務	あり	なし

(5) 品種登録の出願から登録までの手続

品種登録の出願をすることができる者は、新品種を育成した者又はその承継人です。

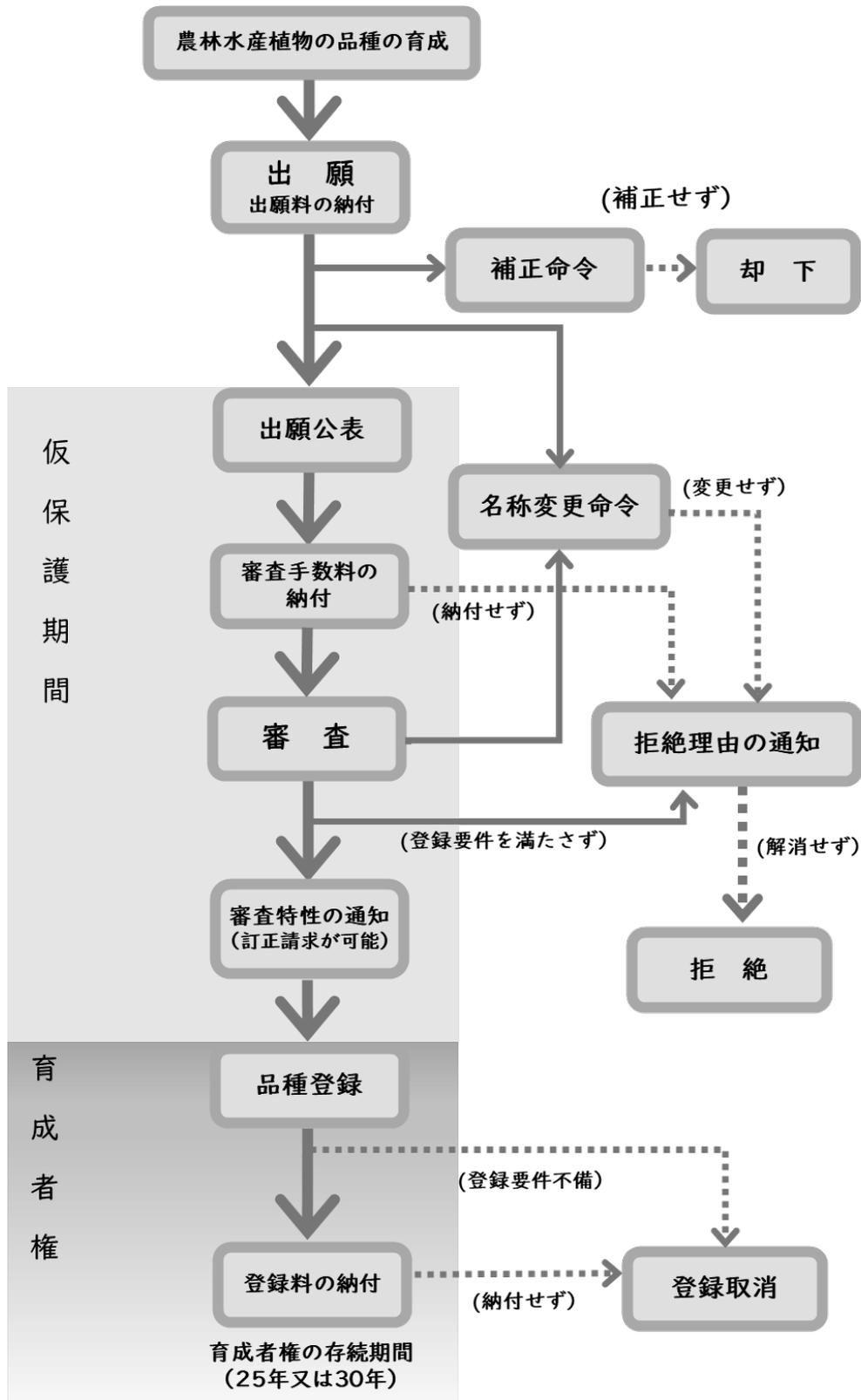
品種登録の出願は、農林水産大臣に対して行います。

出願が受理されると、書類に不備がないか、品種名称が適切か否かなどの審査が行われ、問題がなければ出願公表が行われます。出願者は、出願公表後に出願品種を無断利用した者に対し、書面による警告をした上で、品種登録後に利用料相当額の補償金を請求することができます（仮保護期間）。

出願公表された後に、栽培試験等による調査を踏まえ、出願品種の特性審査が行われます。審査の結果、区別性などの要件を満たし拒絶理由がないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。

なお、令和2年の種苗法改正により、令和4年4月1日以降の出願については、栽培試験等に係る審査手数料の納付が必要となり、あわせて出願料、登録料が見直されました。また、審査の際に作成され、品種登録簿に記載される特性表（審査特性）の位置づけが見直されることに伴い、令和4年4月1日以降、品種登録の前に出願者に特性表の内容が通知され、出願者は当該特性表の訂正を請求することができます。

【品種登録の流れ】



(6) 品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

登録要件		内 容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness)	公然知られた他の品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。
	均一性 (Uniformity)	同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。
	安定性 (Stability)	増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性		出願日から1年（※）さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 ※外国での譲渡の場合は4年（木本性植物は6年）。
名称の適切性		品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※特性審査のことを Distinctness、Uniformity、Stability、の頭文字をとって、DUS 審査といいます。

(7) 品種登録されると

品種登録されると、育成者権が発生します。品種登録は、品種登録簿に一定の事項を記載して行われるほか、官報で公示されます。品種登録に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

① 育成者権

育成者権を有する者（育成者権者）は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの）、収穫物及び政令で定められた一定の加工品（小豆の水煮及びあん、米飯、いぐさのござ並びに製茶に加え、令和4年4月1日以降、いんげん豆の水煮及び餡、かんしょの干し芋及び焼き芋、落花生の煎ったものその他の加熱による調理をしたものが対象）を業として利用する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の方は、育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することができません。

また、登録品種の育成者権者は、変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換え等の方法により当該登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種（従属品種）、繁殖のために常に当該登録品種を交雑させる必要がある品種（交雑品種）についても、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

② 育成者権の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から 25 年又は 30 年です。

ただし、存続期間内であっても、登録料が納付されなかった場合や、品種登録の要件を満たしていないことが判明した場合には、品種登録が取り消されます。

種 類	存続期間
木本の植物以外	25 年
木本の植物（果樹、林木、鑑賞樹等）	30 年

③ 登録品種の利用

種苗	収穫物	加工品
生産	生産	生産
調整	—	—
譲渡の申出	譲渡の申出	譲渡の申出
—	貸渡しの申出	貸渡しの申出
譲渡	譲渡	譲渡
—	貸渡し	貸渡し
輸出	輸出	輸出
輸入	輸入	輸入
これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管	これらの行為をする目的での保管

④ 育成者権の効力の及ばない行為

育成者権は、以下の行為等には及ばないこととなっています。このうち、3)については、令和2年の種苗法改正により見直しが行われています。

- 1) 新品種の育成その他の試験又は研究のために品種を利用する場合
- 2) 特許を付与された育成方法により特許権者が品種を利用する場合
- 3) 権利の消尽の場合

このうち、3)の「権利の消尽」とは、育成者権者等が登録品種の種苗、収穫物又は加工品をその意思に基づいて譲渡した場合、その譲渡された種苗等自体には、育成者権の効力が及ばないことを言います。従来、以下の行為のみが「権利の消尽」の例外となっていました。

I 登録品種等の種苗を生産する行為

II その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的で収穫物を輸出する行為

令和2年の種苗法改正により、これらに加えて、品種登録の出願時に届出をすることで、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、①当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や②意図しない地域での栽培する行為に育成者権を及ぼす特例が設けられました(令和3年4月1日施行)。これによって、育成者権者は、利用条件を付した登録品種の海外への持ち出しや指定地域外での栽培について、差止め等の措置をとることができます。

これに合わせて登録品種の種苗を業として譲渡する者や譲渡のための展示、広告をする者は、登録品種である旨及び利用条件が付されている旨を表示することが義務づけられています。

また、農業者が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる、いわゆる自家増殖については、従来、一部の植物について条件付きで、育成者権が及ばないこととなっていました。令和2年の種苗法改正により、令和4年4月1日以降、通常増殖と同様に育成者権が及びます。

なお、当然のことながら、在来種(地域で代々受け継がれてきた品種)や品種登録されたことがない品種、登録期間が切れた品種の利用については、種苗法上の制限はありません。

⑤ 権利の適用範囲(属地主義)

育成者権の効力は、他の知的財産権と同様に、適用範囲は登録された国の領域内に限定されます(属地主義)。海外で育成者権を主張するためには、育成者が海外でも必要とする国ごとに品種登録を行わなければなりません。

海外で品種登録するには、国内で販売開始後4年以内(果樹など木本性植物は6年以内)に登録出願申請しなければ、品種登録できなくなりますので、その後には育成者権の観点からは有効な対抗手段がなくなってしまいます。こうなると、我が国で開発された優良な品種の農産物を我が国から輸出しようとしても意図せずに海外に流出してしまった品種と競合してしまい、日本からの輸出の支障になるおそれもあります。

上述のとおり種苗法改正によって登録品種の海外への持ち出しを制限できるようになりましたが、海外において育成者権を取得することが引き続き重要であることには変わりはありません。このため、農林水産省では、海外出願マニュアルの作成や海外出願に関する相談窓口の設置を行うとともに、海外への品種登録出願に係る経費の支援を行うなど、海外出願を行いやすい環境整備に取り組んでいます。

⑥ 権利侵害に対する措置

権利侵害に対しては、以下の措置が可能です。なお、育成者権を活用しやすくするための措置として、令和2年の種苗法改正で、品種登録簿に記載された登録品種の特性(特性表)と、被疑侵害品種の特性を比較して、育成者権が及ぶ品種であることを推定する規定が設けられました(令和4年4月1日施行)。また、これにあわせて、農林水産大臣が特性表と被疑侵害品種を比較・判断する判定制度が設けられています。

なお、判定制度は育成者権侵害の立証のための不可欠の手段ではなく、税関に対する輸出入差止申立の場面などでは、確立されたDNA品種識別技術などの利用が引き続き有用です。

また、育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターの「品種保護活用相談窓口」が公正・中立な立場で権利侵害の証拠の記録等に対する支援を行っています。

民事上の請求	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 差止請求 ▪ 損害賠償請求 ▪ 不当利得返還請求 ▪ 信用回復の措置の請求
刑事罰	<p>【個人】 10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（併科可）</p> <p>【法人】 3億円以下の罰金</p>
水際措置	<p>育成者権侵害物品は輸出入禁制品 輸出入差止の申立て可能</p>

（８）お問合せ先

お問合せの際は、あらかじめ農林水産省の品種登録ホームページにあります「品種登録制度」や「出願・審査に関するご案内」、「よくある質問」などを御覧いただきますと、より理解が深まります。

<p>農林水産省輸出・国際局知的財産課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 TEL 03-3502-8111（代表） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/（品種登録ホームページ）</p>	
--	---

なお、育成者権侵害に関すること（品種保護活用相談窓口への御相談・お問合せ等）につきましては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターのホームページ（<https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/index.html>）も御確認ください。

第4節 地理的表示（G I）保護制度の概要

地理的表示（G I）保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

（1）地理的表示（G I）とは

地理的表示（Geographical Indication。以下「G I」といいます。）とは、酒類や農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示のことをいいます。

G Iは、T R I P S協定で定められた知的財産の一つであり、同協定では以下のとおり定義されています。国際的にも広く認知されており、世界100か国を超える国で保護されています。

< T R I P S協定 >

第22条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2)～(4) (略)

（2）G I 保護制度の目的

我が国には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまでそのような価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する独立した制度は存在していませんでした。

酒類については、W T O（世界貿易機関）の発足に際し、ぶどう酒と蒸留酒の地理的表示の保護が加盟国の義務とされたことから、平成6年に国税庁が「地理的表示に関する表示基準」を制定し、酒類の地理的表示保護制度が開始しました。

平成27年10月には、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、G Iの指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化のため、全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」を新たに決めました。

また、農林水産物・食品等についても、平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。通称「G I法」）」が成立、翌平成27年6月に施行され、我が国の農林水産物・食品等に係るG I保護のための法的枠組が創設されました。

G I保護制度は、「地理的表示」として登録された産品の名称を保護することにより、当

該製品の適切な評価や財産的価値の維持向上といった生産者の利益の保護を図り、関連産業の発展に寄与し、あわせて、高付加価値の酒類、農林水産物等の信用の保護や需要の確保といった需要者の利益を保護することを目的としています。

また、平成 30 年に署名に至った日EU・EPAに基づく、より高いレベルでのG I 相互保護を適確に実施するため、これまで期限の定めなく認められていた先使用の期間を制限すること、広告等におけるG I の使用規制を行うこと等を内容とする法改正（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 88 号））を行い、平成 31 年 2 月から施行されました。これにより、国内においてより高いレベルでのG I を保護することが可能となり、模倣品の排除の強化、我が国の農林水産物等ブランド価値の維持につながることを期待されます。

以下、酒類のG I（国税庁所管）と農林水産物・食品等のG I（農林水産省所管）の概要について、それぞれ解説します。

（3）酒類のG I 制度の概要

酒類のG I 制度は、地域の共有財産である「産地名」の適切な使用を促進する制度です。酒類のG I は、①正しい産地であること、②一定の基準を満たした品質であること、を示しており、産地にとっては、地域ブランド確立による「他の製品との差別化」、消費者にとっては、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」という効果があります。

今後、この制度が広く活用されていくことにより、国内外に対して日本各地の特色ある酒類が広く認知され、日本産酒類のブランド価値が向上していくことが期待されます。

① 正しい産地であること

G I の名称は、G I の産地以外を産地とする酒類及びG I に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、酒類の真正の産地として使用する場合又はG I の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません。

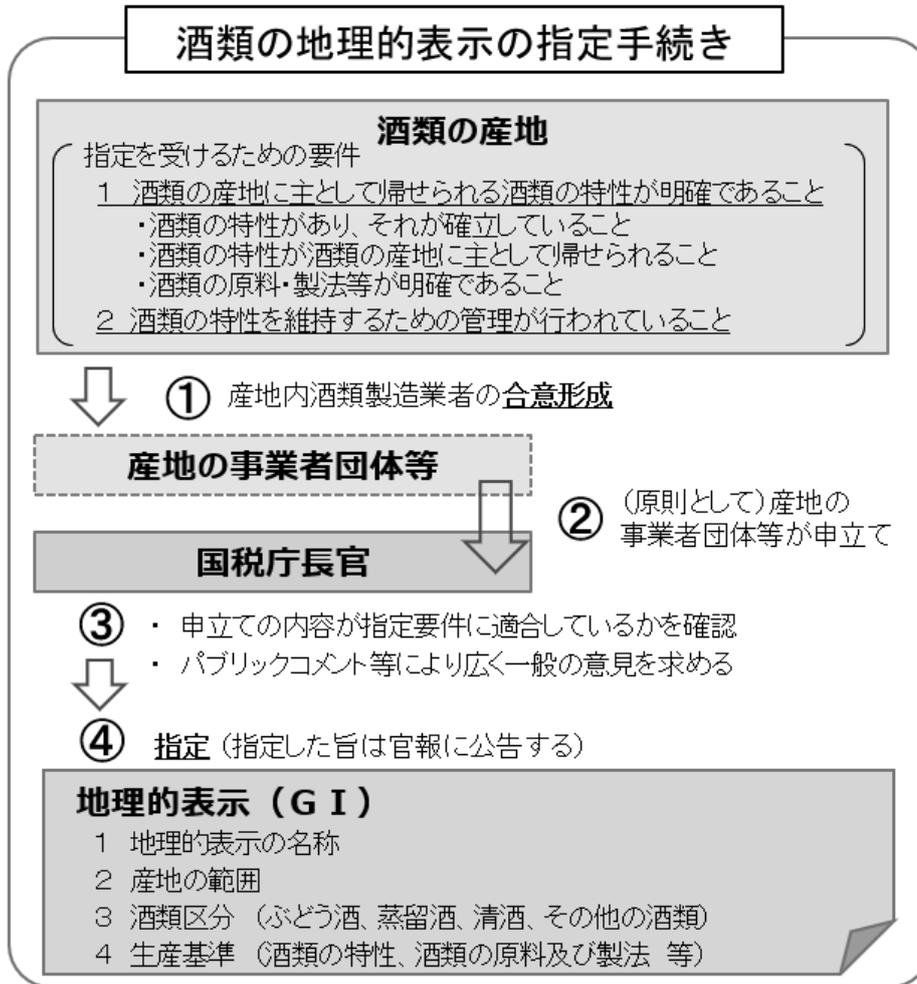
なお、酒類のG I は、「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定することとしており、G I の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません。

② 一定の基準を満たした品質であること

G I の管理機関は、酒類の特性等の確認業務や消費者からの問合せ対応、G I の使用状況の把握などを役割としています。

特に、確認業務では、G I を使用する酒類が、生産基準で示す原料及び製法に準拠して製造されていることの確認、専門家による官能検査の実施等による品質検査を行っており、確認業務が適切に実施された結果、一定の品質が確保された酒類のみがG I を表示して市場に

図2 酒類の地理的表示の指定手続



(5) 酒類G Iの指定状況

令和6年3月末現在で、下図3のとおり指定しています。

酒類のG Iに関する詳細な情報や国税庁長官が指定したG Iの一覧等は、「国税庁ホームページ」を御覧ください。

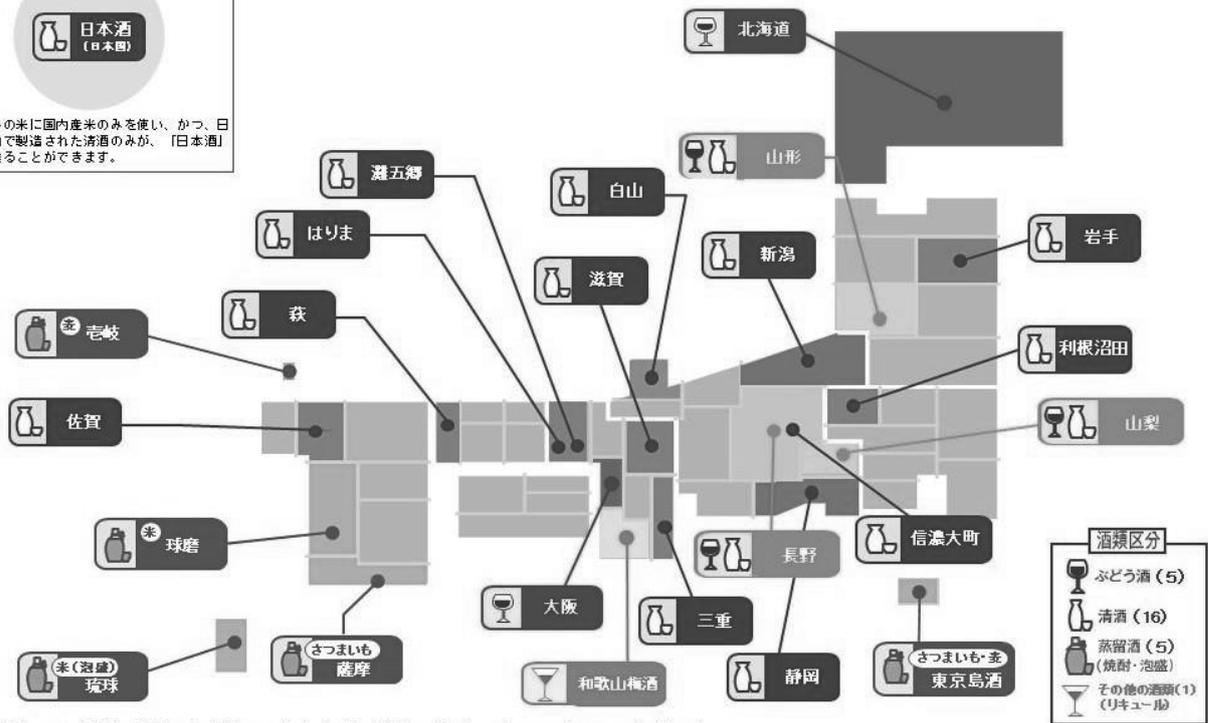
○ 国税庁ホームページ

「税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の地理的表示」

(<https://www.nta.go.jp>)

図3 酒類の地理的表示の指定状況（令和5年3月末現在）

名称※1	産地の範囲	指定日等※2	名称※1	産地の範囲	指定日等※2	名称※1	産地の範囲	指定日等※2
 壹岐	長崎県壹岐市	平成7年6月30日	 はりま	兵庫県姫路市 他21市町※3	令和2年3月16日	 山形	山形県	令和3年6月30日
 球磨	熊本県球磨郡、 人吉市	平成7年6月30日	 三重	三重県	令和2年6月19日	 新潟	新潟県	令和4年2月7日
 琉球	沖縄県	平成7年6月30日 (令和2年9月14日変更)	 和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日	 滋賀	滋賀県	令和4年4月13日
 薩摩	鹿児島県 (奄美市、大島郡 を除く)	平成17年12月22日	 利根沼田	群馬県沼田市、 利根郡片品村、 川場村、昭和村、 みながみ町	令和3年1月22日	 信濃大町	長野県大町市	令和5年6月30日
 白山	石川県白山市	平成17年12月22日	 萩	山口県萩市、 阿武郡阿武町	令和3年3月30日	 岩手	岩手県	令和5年9月25日
 山梨	山梨県	平成25年7月16日	 山梨	山梨県	令和3年4月28日	 静岡	静岡県	令和5年11月30日
 日本酒	日本国	平成27年12月25日	 佐賀	佐賀県	令和3年6月14日	 東京島酒	伊豆諸島 ※4	令和6年3月13日
 山形	山形県	平成28年12月16日	 大阪	大阪府	令和3年6月30日	※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分（ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類）順に記載。 ※2 変更は、平成27年10月に見直した「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づく変更のみ記載。 ※3 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町 ※4 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村		
 灘五郷	兵庫県神戸市灘区、 東灘区、芦屋市、 西宮市	平成30年6月28日 (令和2年8月17日変更)	 長野	長野県	令和3年6月30日			
 北海道	北海道	平成30年6月28日	 長野	長野県	令和3年6月30日			



注 地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

また、日本産酒類の海外におけるG Iの保護のための国際交渉を行っており、これまで、6か国（地域）で保護を実現しています。

図4 海外における酒類の地理的表示の保護（令和6年3月末現在）

国（地域）名	相手国（地域）で保護される日本G I	日本で保護される相手国（地域）G I
メキシコ合衆国	(蒸留酒) 壱岐、球磨、琉球、薩摩	(蒸留酒) テキーラ/Tequila、メスカル/Mezcal、ソトール/Sotol、バカノラ/Bacanora、チャランダ/Charanda
チリ共和国	(蒸留酒) 薩摩	(蒸留酒) チリ産ピスコ/Pisco Chileno(Chilean Pisco)
ペルー共和国	(蒸留酒) 壱岐、球磨、琉球、薩摩	(蒸留酒) ピスコ・ペルー/Pisco Perú(Pisco Peru)
欧州連合(EU)	(蒸留酒) 壱岐、球磨、琉球、薩摩 (清酒) 日本酒、白山、山形、灘五郷、はりま、三重、山梨、利根沼田、萩、佐賀、長崎、新潟、滋賀 (ぶどう酒) 山梨、北海道、大阪、長野、山形 (その他の酒類) 和歌山梅酒	(ぶどう酒) ボルドー/Bordeaux (フランス共和国) シャンパーニュ/Champagne (フランス共和国) (その他の酒類) ミュンヘナー・ビア/Münchener Bier (ドイツ連邦共和国) 等 169 のG I
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国)	(蒸留酒) 壱岐、球磨、琉球、薩摩 (清酒) 日本酒、白山、山形、灘五郷、はりま、三重、山梨、利根沼田、萩 (ぶどう酒) 山梨、北海道 (その他の酒類) 和歌山梅酒	(蒸留酒) スコッチ・ウイスキー/Scotch Whisky 等 13 のG I
アメリカ合衆国(米国)	(清酒) 日本酒 (ぶどう酒) 山梨、北海道	(蒸留酒) バーボン・ウイスキー/Bourbon Whisky(Bourbon Whiskey) テネシー・ウイスキー/Tennessee Whisky(Tennessee Whiskey)

(6) 酒類G Iにおける地域ブランド戦略

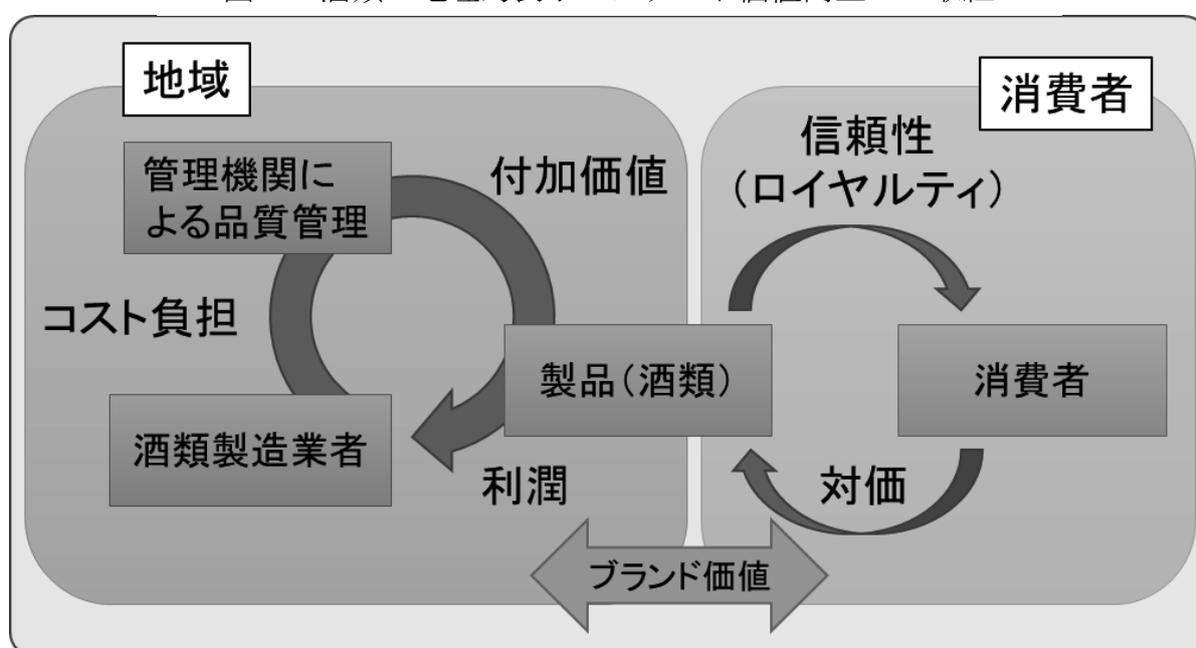
G Iの管理機関の活動には、継続的なコスト負担が必要であり、コストに見合うだけの付加価値の向上がなければG Iが使用されなくなるおそれがあります。

そのコストを上回る付加価値を生み出すためには、地域と消費者との間にブランド価値を創出する正の循環を構築し、維持していく必要があります。

G Iによって製品の付加価値を向上させていくためには、G Iを活用した地域ブランド戦略の構築が重要であり、G Iの指定後についても、地域で足並みの揃った計画的なブランド価値向上への取組が必要です。

国税庁では、G Iの指定を検討する地域の酒類製造者の方に向けて、生産基準の策定段階から地域ブランド戦略の検討と構築をお願いしています。

図5 酒類の地理的表示のブランド価値向上への取組



(7) 農林水産物・食品等のG I保護制度の大枠

農林水産物・食品等のG I（農水G I）保護制度では、登録された明細書（産地、特性、生産の方法等を記載した書類）の基準を満たす製品のみG Iを使用することができ、登録後は品質管理体制のチェックやG Iの不正使用の取締りが行政により行われます。

具体的には、以下の4つのポイントが挙げられます。

- ① 製品をその名称、生産地や生産の方法等の基準とともに登録します。
- ② 明細書の基準を満たす製品のみG Iを使用することができ、また、G Iには併せて登録標章（G Iマーク）を使用することができます。G Iマークは、G I法に基づき登録された製品の明細書に従って生産された製品であることを証するマークであるため、他の製品との差別化を図ることができます。

図6 農水G I マーク



大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式の感じられる金色を使用して日本らしさを表現しています。

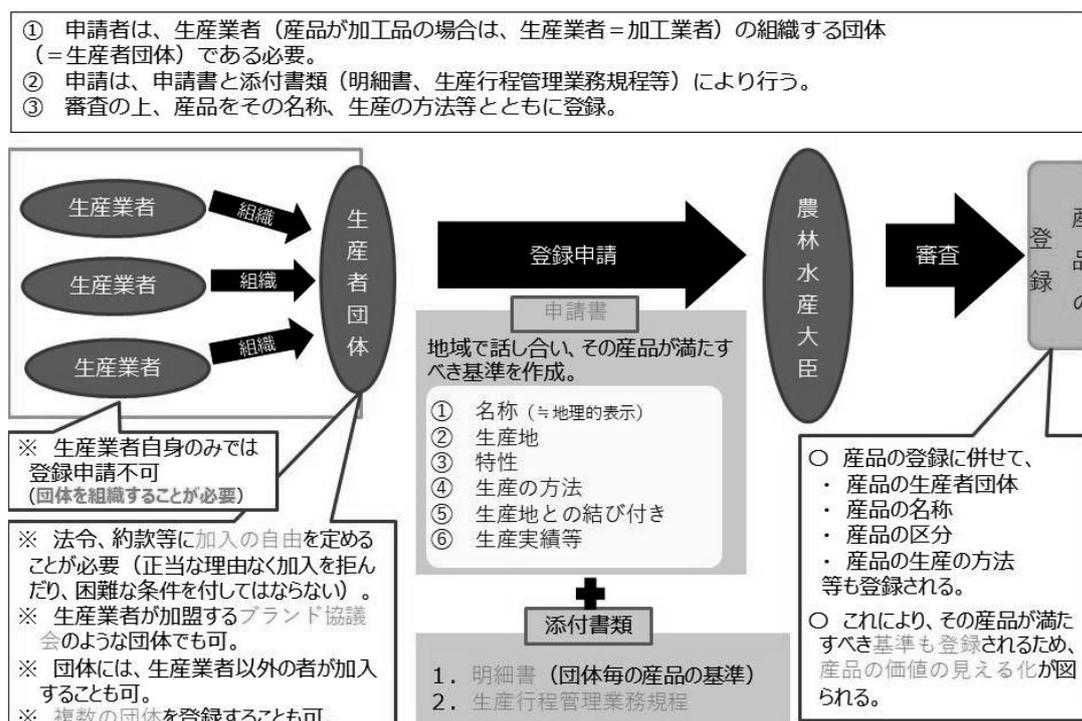
- ③ G I 及びG I マークの不正使用は行政が取り締まります。取締りの対象になる不正使用は、非G I 産品へのG I やG I マークの使用に加え、G I 産品と誤認を与えるような名称の使用があります。この中には、(ア) 真正の産地を記載していても明細書で示された産地と異なる場合、(イ) 翻訳、音訳名称、(ウ) 「～タイプ」「～様式」「～風」などの表現などに加え、平成31年2月の改正法施行後は、(エ) 絵図などを用いてG I 産品と誤認させるおそれのある表示も不正使用として扱われます。また、同改正法では、従来の産品及びその包装、容器等におけるG I の使用だけでなく、広告やカタログ、メニュー等のサービスの使用も規制対象となりました。規制の範囲がG I のサービスの利用にまで広がったことにより、模倣品の排除機能が強化されることとなり、より高いレベルで地域ブランドを守ることができます。
- ④ 農水G I は、地域共有の財産である産品の名称を知的財産として保護するものであるため、地域の生産者は登録された団体へ加入すること等によってG I を使用できます。

(8) 農水G I の登録申請手続

G I の登録申請は、生産・加工業者を構成員とする団体が行うこととなっています。当該団体においては、法令、約款等に参加の自由を定めるとともに、構成員である生産・加工業者に対する産品の品質管理（生産行程管理業務）の実施が求められます。

申請は申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）の提出により行います。

図7 農水G Iの申請手続について



登録の対象となる産品は、食用に供される全ての農林水産物、飲食料品（酒類、医薬品等を除く）のほか、政令で指定された非食用農林水産物又はその加工品（観賞用の植物、畳表等）となります。なお、酒類や医薬品等は対象となりませんが、酒類については、前述のとおり「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）」に基づくG I保護が行われています。

（9）農水G Iの審査手続

申請された産品については、申請後速やかに申請の事実の公示（生産者団体の名称、住所、申請産品の区分、名称）が行われた後、農林水産省において形式的な不備や内容面についての確認が行われ、その際、必要に応じ補正指示が出されますが、当該指示で示された期間内に申請者から応答がないとき等は、申請が却下されることがあります。申請書等の補正が行われた後、申請書等に不備等がなければ、①広く意見を求めるための公示（3か月間）が行われ、②学識経験者からの意見聴取を経た後、寄せられた意見書の内容や学識経験者の意見等も踏まえ、農林水産大臣により登録可否が判断されます。

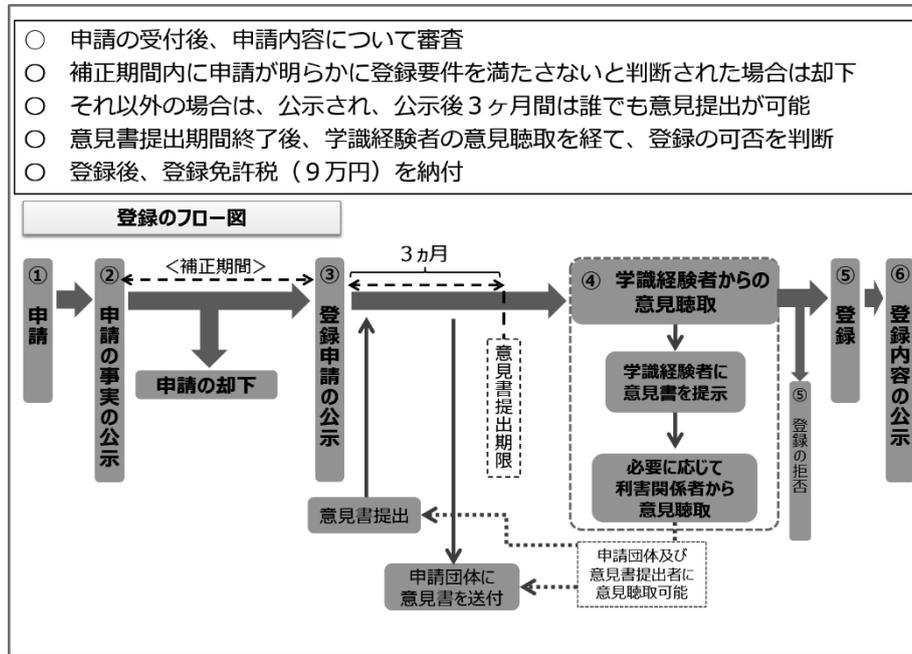
登録は、登録簿に記載されることにより行われ、登録簿等の内容は農林水産省ウェブサイトで公示されます。

また、以下の場合はG I登録ができません。

- ① 申請団体が定められた要件を満たさない場合
- ② 申請団体による品質管理が適切になされると見なされない場合
- ③ 産品がG I産品としての要件を満たさない場合

- ④ 名称について、(i) 普通名称に当たるとき、(ii) 同一又は類似する先行商標があるとき（商標権者の同意等がある場合を除く）等

図8 農水G Iの審査手続について



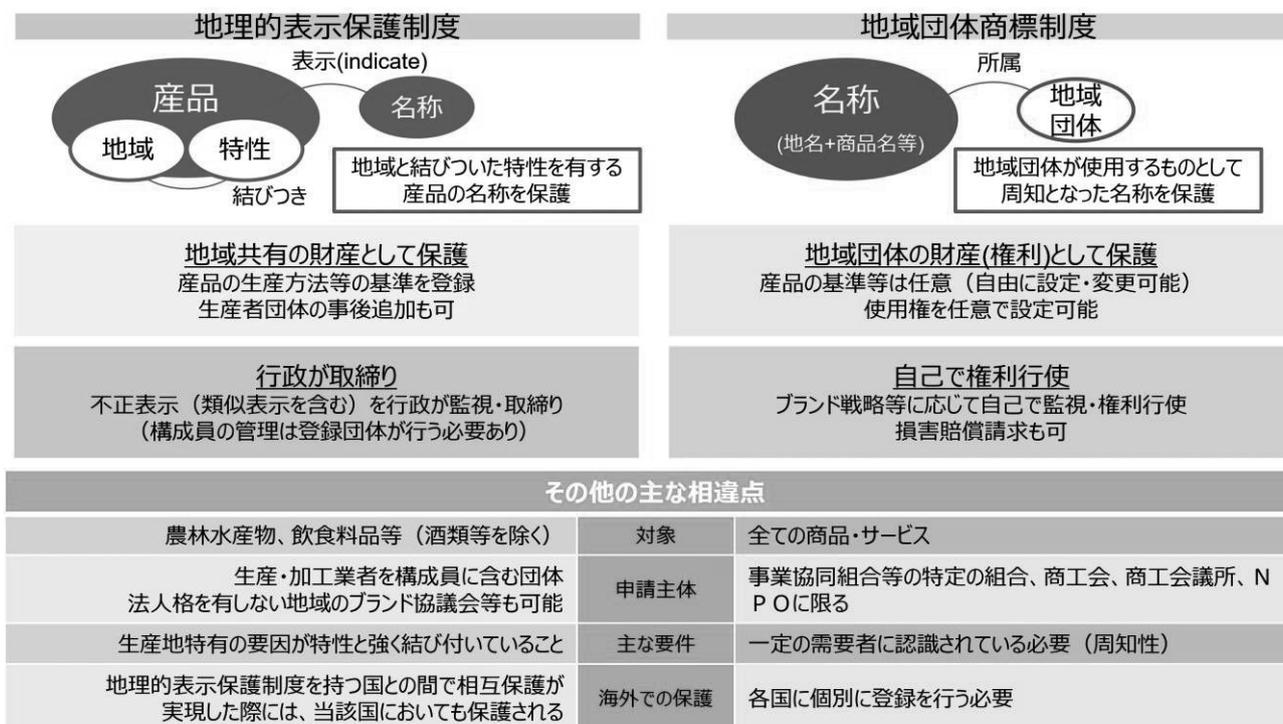
(10) 地域団体商標制度との関係

農水G Iは、産品の名称を保護する制度であり、商標法に基づく地域団体商標制度と類似した面がありますが、地域団体商標制度が商標制度の一部として特定の団体に帰属する周知な産品の名称を保護するという考え方に基づくのに対し、G Iは、当該産品の名称を特定の者ではなく地域共有の財産として保護するという考えに基づいているという違いがあります。

そのため、地域の実態や産品の特性等を踏まえて、どちらかの制度を活用するか、両方の制度を活用するのか十分に検討する必要があります。

図9 GI制度と地域団体商標制度との違いについて

○ どちらも産品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。産品を取り巻く状況に応じ、**いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用することが可能。**



(11) 海外における日本のGIの保護

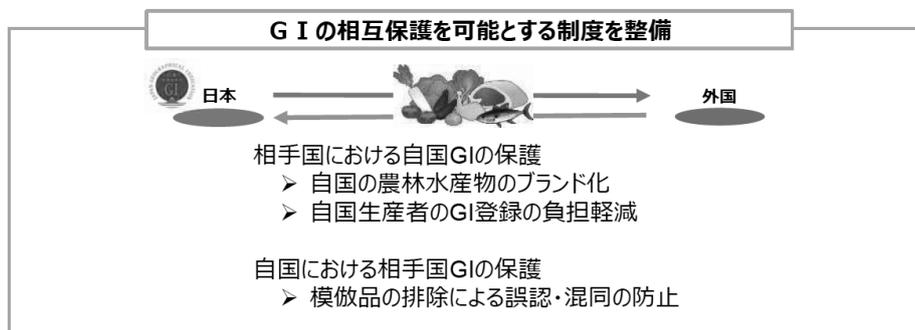
我が国の高品質な農林水産物等が海外においても保護されるためには、輸出先国においても我が国の産品がGIとして保護されることが必要です。

平成28年12月のGI法の改正では、条約等の国際約束を締結することによりGIを保護する手続を創設しました。これにより、国際協定を結ぶことで諸外国でも日本のGIを保護することが可能となりました。

平成31年2月に発効した日EU・EPAは本手続を活用した最初の国際協定であり、令和6年2月時点で日本側108産品とEU側121産品が相互に保護されています。また、令和3年1月に発効した日英EPAでは、日本側77産品と英国側30産品のGIが相互保護されています。EU域内や英国内における日本のGI産品の名称の不正使用は各国当局により取り締まられるため、農林水産物等の輸出促進につながることを期待されます。EU加盟国でGI「神戸ビーフ」が不正使用されていた件につき、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるようEU当局に要請し、当該不正使用が中止される等の対応も行われています。

図 10 海外における日本のG I の保護

海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。



【我が国の相互保護の取組】

我が国と同等水準と認められるG I 制度を有する外国とG I リストを交換し、当該外国のG I 産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

相互保護相手国（2024年2月時点）

EU：EU側 121産品、日本側 108産品 英国：英国側 30産品、日本側 77産品

(12) 農水G I の登録状況

各地から登録申請が提出されており、令和6年2月末現在、43 都道府県 138 産品、3 かの5 産品が登録されています。

図 11 農水G I の登録状況



農水G I 保護制度について更に詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができます。

また、農林水産省では、公示された新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設しています。

① 地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

② 地理的表示メールマガジン登録用 URL

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

バックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

(13) 農水G I の登録の効果

産品がG I として登録されると、知的財産として保護され、不正な表示は国により取り締まられることから、市場に流通している模倣品は排除されることとなります。また、登録をきっかけに、産品の高い価値が再認識され、ビジネスや地域の活力向上につながった産品も多数あるなど前向きな効果にもつながっています。

図 12 G I 登録の効果

- G I 登録されれば、G I 登録産品を販売等する者は「地理的表示」を使用できるが、それ以外の者による地理的表示や類似等表示の使用は原則規制される。
- このため、他産品と差別化された高いブランド力のある産品について、模倣品排除等を通じ、そのブランド価値の維持・向上に繋がっている。

1 国内におけるG I 保護

国内市場における不正表示についても、「不正表示通報窓口」の設置や、食品表示法等他の法令所管局との連携により、**疑義情報を入手**。情報をもとに、**立入検査を実施**し、G I 違反が確認された場合には、行政が**取締り**。

【大栄西瓜】

小売店において、真正のG I 産品ではないすいかに「大栄西瓜」と表示。

【米沢牛】

卸売において、真正のG I 産品ではない国産牛肉に「米沢牛」と表示。



➡ 違反事業者に対し、地理的表示の除去・抹消を指導。

2 外国政府によるG I 保護

「相互保護」の枠組により、日本で登録されたG I が外国政府でも保護。

これにより、G I の登録名称の偽物への使用が外国で発見された場合には、外国当局が取締り、これを排除。

【海外でのG I の悪用】

- ・ スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」と表示
- ・ ドイツのスーパーにおいて、NZ産和牛に、「Wagyu “Kobe-Style”」と表示

Tropical Kobe Baby Beef
Tropical Kobe Bife de Chorizo
Entrecot argentino 49,50
Tropical Kobe Tirta de Picanha 49,50



既に神戸ビーフはEUでG I として保護されており、我が国からの要請に応じて、EU当局が名称の削除を指導。

○ GI登録により、その高い価値が再認識され、ビジネスの拡大や地域の活力向上に繋がった地域産品も多数。

辺塚だいたい（鹿児島県肝属郡肝付町、南大隅町）



古くから自生している地域固有の香酸柑橘で、地域の食生活に浸透。

条件不利な立地条件から、その地域でしかその利用価値が知られていなかったところ、登録を機に露出が増えたことから、地域の特産果実でつくる、キリンビール株式会社の「いいね！ニッポンの果実。氷結®」シリーズで期間限定販売。県内一の繁華街のご当地ハイボールとしても販売。



鳥取砂丘らっきょう（鳥取県鳥取市福部町）



らっきょうの栽培に適した鳥取砂丘の砂丘畑で生産。食感のシャキシャキ感が評価。

登録前は販売単価の乱高下があったが、登録以降、取引価格が向上・安定し、2021年には過去最高単価を更に更新

（10kgあたり7004円(2017産) →9000円(2021年産)）。

みやぎサーモン（宮城県）



「養殖ギンザケ」発祥の地、宮城県で養殖された高品質・高鮮度なギンザケ。

GI登録を契機として、JR東日本フーズと駅弁（押し寿司）を共同開発。仙台駅と東京駅で限定販売。

また、GI登録以降に認知度が向上し、売上価格が登録前よりも2倍以上に上昇した。

吉川ナス（福井県鯖江市）



千年の歴史を持つ伝統野菜。多収品種の普及により絶滅寸前だったものが復活。

登録を機にメディア露出が増え、百貨店や都内ミシュラン店等との取引が開始。

また、道の駅では、“吉川ナスバーガー”が販売され、これを目当ての観光客も訪れるなど、道の駅のキラコンテンツに。

R3年度には、地産地消等優良事例表彰にて農林水産大臣賞を受賞。